

「後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証」および「後期高齢者医療限度額適用認定証」の更新の手続き

■更新が必要な人

「限度額適用・標準負担額減額認定証」(薄青色)・「限度額適用認定証」(桃色)をお持ちの人
令和5年7月31日で有効期限が切れます。新しい「限度額適用・標準負担額減額認定証」(クリーム色)または「限度額適用認定証」(桃色)を7月中に郵送しますので、8月1日からご使用ください。

■新しく申請が必要な人

所得区分が低所得者Ⅰ・Ⅱの人、現役並み所得者Ⅰ・Ⅱの人。
かつ、「限度額適用・標準負担額減額認定証」、または「限度額適用認定証」を持っていない人。
外来および入院で受診する際に利用できます。福祉課国民健康保険係に申請してください。

【申請に必要なもの】

後期高齢者医療被保険者証、本人確認書類

■入院・外来時の自己負担限度額および入院時の食事代

「減額証」…限度額適用・標準負担額減額認定証
「限度証」…限度額適用認定証

負担割合	所得区分	外来		入院時の食事代 (1食当たり)	「減額証」 「限度証」 発行の有無
		外来 (個人単位)	外来+入院 (世帯単位)		
3割	現役並み所得者Ⅲ (住民税課税所得 690万円以上の人)	252,600円+(総医療費-842,000円)×1% <4回目以降140,100円>(※1)		460円 指定難病患者の方などは 260円の場合もあります	発行なし 申請不要
	現役並み所得者Ⅱ (住民税課税所得 380万円以上の人)	167,400円+(総医療費-558,000円)×1% <4回目以降93,000円>(※1)			発行あり 申請が必要
	現役並み所得者Ⅰ (住民税課税所得 145万円以上の人)	80,100円+(総医療費-267,000円)×1% <4回目以降44,400円>(※1)			発行あり 申請が必要
2割	一般Ⅱ (令和4年10月から)	18,000円 (年間上限14.4万円) または(6,000円+(医療費 -30,000円×10%)の低い方 を適用)	57,600円 <4回目以降44,400円> (※1)		発行なし 申請不要
	一般Ⅰ	18,000円 (年間上限14.4万円)			
1割	低所得者Ⅱ (※2)	8,000円	24,600円	過去12か月で90日までの 入院 210円 過去12か月で91日目から 入院 160円	発行あり 申請が必要
	低所得者Ⅰ (※3)	8,000円	15,000円	100円	発行あり 申請が必要

◎入院時の食事代について、療養病床に入院する場合は金額が異なります。

(※1)過去12か月以内に外来+入院の限度額を超えた月が4回以上あった場合、< >内の金額となります。

(※2)低所得者Ⅱとは、世帯の全員が住民税非課税の人(低所得者Ⅰ以外の人)。

(※3)低所得者Ⅰとは、世帯の全員が住民税非課税かつ、世帯全員の所得が0円の人。

(年金の所得控除額を80万円、給与所得がある場合は給与所得金額から10万円を控除して計算)。

問 福祉課 国民健康保険係 ☎57-8503

— 後期高齢者医療加入者の方へ —

「後期高齢者医療被保険者証(保険証)」の更新

現在の保険証(薄青色)の有効期限は、令和5年7月31日までです。令和5年8月1日からは新しい保険証(クリーム色)をお使いください。(7月中に簡易書留で郵送します)

新しい保険証(クリーム色)に記載してある自己負担割合は、令和5年度の住民税課税標準額をもとに判定しています。

現在お持ちの保険証(薄青色)は、令和5年8月1日以降に、福祉課へ返却するか、ご自分で破棄をお願いします。

自己負担割合	要件
3割	同一世帯の後期高齢者医療加入者のうち、住民税課税標準額が145万円以上の方がいる世帯の加入者
2割	同一世帯の後期高齢者医療加入者のうち、住民税課税標準額が28万円以上の方がいて、「年金収入+その他合計所得」が200万円以上(世帯に2人以上の被保険者がいる場合は合計額が320万円以上)の方(自己負担割合が3割の方を除く。)
1割	上記条件に該当しない世帯の加入者

※新しい保険証の裏面に臓器提供の意思表示欄がありますので、臓器提供の意思表示をする際は、ボールペンで記入してください。なお、個人情報保護のためのシールを担当窓口に用意しています。

問 福祉課 国民健康保険係 ☎57-8503

国民年金保険料の免除制度

収入の減少や失業等の経済的な理由によって毎月の保険料を納めることができない場合、保険料を「全額免除」または「一部免除」できる制度があります。

保険料を未納のままにしておくと、将来の「老齢基礎年金」や、障害・死亡といった不測の事態が生じたときの「障害基礎年金」・「遺族基礎年金」を受け取ることができない場合があります。

全額免除…保険料の全額を免除

一部免除…保険料の一部を免除(4分の3免除・半額免除・4分の1免除)

*免除の承認を受けた期間は、年金を受け取るために必要な期間(受給資格期間)に含まれます。

免除を受けるための条件

本人、配偶者及び世帯主それぞれの前年所得が、一定の金額以下であれば、申請者本人が免除を受けられます。

※例：令和4年7月～令和5年6月の保険料は、令和3年中の所得で審査を行います。

申請方法

「国民年金保険料免除・納付猶予申請書」を、役場税務住民課住民係窓口、またはお近くの年金事務所に提出してください。

*申請書は、税務住民課窓口、日本年金機構ホームページにあります。

*納付猶予…50歳未満の人で、本人、配偶者それぞれの前年所得が一定額以下の場合に、保険料納付が猶予される制度

産前産後期間の保険料免除制度

国民年金第1号被保険者を対象とした産前産後期間の保険料免除制度が令和元年4月から開始されました。産前産後免除の期間は年金を受けるための期間として計算されるうえ、老齢基礎年金額に満額が反映されます。

問 税務住民課 住民係 ☎57-8549